

## 特休も規程どおりに付与して下さい!

### 運転科長も即答できない勤務指定は適切とは言えない!

会社は、大谷川さん「年休裁判」で、毎月25日に発表する勤務指定表において、新幹線乗務員の予備廻りの月となる「5日前の勤務確定」の理由を公休、特休付与を基本としていることを述べています。どちらの休日も基本協約（就業規則）に付与する条件が書かれており、1年間の休日もこの規則によって決まっています。

しかし、特休付与において特に最近、規程どおりになっていない事象が現れています。労働日になるだろうと年休を申し込んだら特休にされ、さらに証明書を要求される問題が発生しています。

さらに基本協約には「1ヶ月間に5日ないし6日の割合で付与する」となっていますが、大阪第二運輸所の乗務員の9月の特休が7日間、10月は4日間であったりと規程に違反する休日数になっています。これでは健康な身体で仕事は出来ませんし、たった4日間の特休の中にも時季指定した年休が含まれているのです。

◀ 乗務員は運転科長に対し、就業規則どおりになっていない理由を聞きました。 ▶

A : 10月の勤務で特休が4日しかないのですがどうということですか。

運長: あなたの勤務は記憶してません。

A : 記憶しなくても結構です。私のこの手帳を見て下さい。

運長: 適切に勤務指定してます。

A : ここに就業規則も持参したので見て下さい。第64条、何て書いてますか。月に5日ないし6日と書いてますよ。

運長: そのようになってますね。

A : 9月は特休が8日もありました。どちらも就業規則どおりになってませんね。4日も8日も規程どおりではないですね。理由を教えてください。

運長: この場では分かりません。

A : 職場の勤務指定の責任は運転科長ではないんですか。理由も分からず特休を出してるんですか。

運長: 確認しないと分かりません。

A : 責任者じゃないんですか。確認して教えてください。直ぐに聞いて下さい。いつ教えてもらえますか。

運長: いつとは言えません。

A : 後日、聞きに来ますわ!

大谷川さん「年休裁判」で会社側は勤務指定などを厳正に行っているかのような主張を展開していますが、実際、職場では労基法、規程を踏み外した勤務指定を繰り返しています。年休が出ない理由や失効してしまう原因がこのような運用にあるのです。勤務を指定する責任者が「法令又は会社の諸規程等に違反した場合」は就業規則上の懲戒にあたります。私たちは、申し込んだ（時季指定した）年休の付与と、基本協約どおりの特休付与を求めていきます。